

令和 7年 5月13日

岩見沢市教育委員会

教育長 吉 永 洋 様

岩見沢市学校給食運営委員会

委員長 北 澤 治 雄



給食代金の改定について（答申）

岩見沢市立学校給食共同調理所設置条例第5条第2項に基づき、令和7年2月27日に諮問を受けた給食代金（学校給食費）の改定について、本委員会は慎重な検討を重ね審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1. 答申内容

審議の結果、給食代金の改定は妥当であると判断しました。

また、岩見沢市立学校給食共同調理所設置条例第4条第1項に規定する給食代金は、以下の額が適当であると考えます。

		年額（190食）	1食当り単価
小学校	改定前	45,030円	237円
	改定後	58,900円	310円
	引上げ額	13,870円	73円
	改定率	31%	
中学校	改定前	53,960円	284円
	改定後	70,680円	372円
	引上げ額	16,720円	88円
	改定率	31%	

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

2. 答申理由

学校給食は、学校給食法に基づき実施され、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に対する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。

学校給食の実施に必要な経費の負担については、同法第11条及び同法施行令第2条に規定されており、その内訳としては、食材費は学校給食を受ける児童生徒の

保護者が負担し、管理運営経費（人件費、施設設備費、調理費、光熱水費、輸送費など）は学校設置者である市が負担することとなっています。

当市における現在の給食代金は平成26年度の改定以降11年間据え置かれ、食材の調達や献立等を工夫しながら給食を提供してきましたが、近年は急激な物価高騰の影響を踏まえ食材費の2割近くを保護者の負担軽減の観点から市が支援しており、給食の質や量を維持することが非常に厳しい状況にあります。

本委員会では、学校給食の現状や近年の食材費をはじめとする急激な物価高騰を踏まえ、適正な給食代金について検討を行った結果、物価高騰が続く中においても、「学校給食摂取基準」を満たし、児童生徒が成長期に必要な栄養素を確保するための質や量を維持し、安全安心な給食の提供を継続するためには、現行の給食代金では困難であり、改定はやむを得ないという結論に至りました。

3. 附帯意見

- (1) 給食代金の改定による保護者の負担軽減策を検討されたい。特に、国の物価高騰に対する支援策がある場合は、引き続き、積極的に活用されたい。
- (2) 今もなお物価の上昇が続き、先行き不透明な状況にある中、今後も適宜、給食代金の見直しの要否を検討されたい。
- (3) 令和7年2月の自民、公明、維新の3党合意に基づき、令和8年度から小学校で開始される予定の給食無償化に関する動向を注視されたい。
- (4) 給食の実施にあたっては、衛生管理と品質管理の徹底について、引き続き努められたい。
- (5) 地産地消を推進し、安全安心で栄養バランスのとれた魅力ある給食の提供について、引き続き努められたい。
- (6) SDGsの観点から、食品ロスを減らす対策について、引き続き努められたい。
- (7) 給食代金の未納問題については、きちんと納付している方との公平性の観点から、一層の取り組みに努められたい。
- (8) 安全安心で地産地消を推進する学校給食の取り組みについて、積極的な情報発信に努められたい。